

長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験（以下「高校卒業認定試験」という。）の合格を目指すひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）及びひとり親家庭の児童（ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童をいう。以下同じ。）が、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、その負担の軽減を図るための給付金を支給することにより、ひとり親家庭の学び直しを支援し、もってその自立を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 給付金の支給に関する事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、長岡京市とする。

(支給対象者)

第3条 この要綱による給付金（以下「給付金」という。）の支給の対象者（以下「支給対象者」という。）は長岡京市内に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
- (2) 就学経験、就業経験、技能又は資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高校卒業認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の支給の対象としない。

令和6年7月31日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。

- (1) 高等学校の卒業者、大学入学資格検定の合格者、高校卒業認定試験の合格者その他の既に大学入学資格を取得している者
- (2) 過去に給付金の支給を受けた者（次条第2号に規定する場合において、同号の合格時給付金の支給を受ける場合を除く。）

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金（支給対象者が給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）の受講を開始した際に支給するものをいう。）
- (2) 受講修了時給付金（支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものをいう。）
- (3) 合格時給付金（受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高校卒業認定試験の全科目に合格した場合に支給するものをいう。）

（対象講座）

第5条 対象講座は、高校卒業認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であって、市長が適当と認めて指定したものとする。ただし、高校卒業認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座であって、高等学校等就学支援金制度の支給対象となるものは、対象としない。

（支給額）

第6条 通信制の対象講座にかかる支給額等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40％に相当する額とする。ただし、当該額が10万円を超える場合の受講開始時給付金の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50％に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が12万5千円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は12万5千円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。
- (3) 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10％に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、15万円とする。

2 通学又は通学及び通信制併用の対象講座にかかる支給額等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の40％に相当する額とする。ただし、当該額が20万円を超える場合の受講開始時給付金の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。
- (2) 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の50％に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、

受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が25万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は25万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

- (3) 合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の10%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が30万円を超える場合は、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は、30万円とする。

(対象講座の指定申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(別記様式第1号)により市長に申請し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあっては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 前項の規定による申請(以下この条及び次条において「申請」という。)に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
(3) 受講しようとする講座の内容を確認することができる書類

(対象講座の指定)

第8条 市長は、申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査の上、対象講座の指定の可否を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、対象講座を指定することを決定したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(別記様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により、対象講座を指定しないことを決定したときは書面により、申請をした者に通知するものとする。

(受講開始時給付金の支給申請)

第9条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、市長に対し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(別記様式第3号。以下「支給申請書」という。)により申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請(以下この条において「支給申請」という。)は、対象講座を開始した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあっては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 支給申請をした者が支払った経費について受講施設の長が発行した領収書

(受講修了時給付金の支給申請)

第10条 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、市長に対し、支給申請書により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下この条において「支給申請」という。）は、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあっては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて支給申請をした者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (5) 支給申請をした者が支払った経費について受講施設の長が発行した領収書

(合格時給付金の支給申請)

第11条 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から高校卒業認定試験の合格証書（以下「合格証書」という。）が送付された後に、市長に対して、支給申請書により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下この条において「支給申請」という。）は、合格証書に記載されている日から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあっては、市長は、当該書類の添付を省略させることが

できる。

- (1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 文部科学省が発行する合格証書の写し

(支給決定等)

第12条 市長は、第9条第1項及び前条第1項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類を審査の上、速やかに給付金の支給の可否を決定し、その結果（支給することを決定した場合は、支給額を含む。）を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、当該給付金の支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行し、改正後の長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、改正後の長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までに修了した講座に係る第6条第1項の受講修了時給付金及び第2項の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第1項中「40%」とあるのは「20%」に、同条第2項中「20%」とあるのは「40%」に読み替えて支給するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請、受講開始時給付金、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月27日から施行し、改正後の長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日までに修了した講座に係る第6条第2項の受講修了時給付金及び同条第3項の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第2項の「40%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額」を20%に、同条第3項の20%を40%に読み替えて支給するものとする。
- 3 令和4年3月31日までに修了した講座に係る第6条第2号の受講修了時給付金及び同条第3号の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第2号の「40%から受講開始時給付金として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、同条第3号の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月21日から施行し、改正後の長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日までに修了した講座に係る第6条第1項第2号の受講修了時給付金及び同項第3号の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同項第2号の「50%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額」を20%に、同項第3号の10%を40%に読み替えて支給するものとする。
- 3 令和4年3月31日までに修了した講座に係る第6条第1項第2号の受講修了時給付金及び同項第3号の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同項第2号の「50%から受講開始時給付金として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、同項第3号の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。
- 4 令和5年3月31日までに修了した講座に係る第6条第1項第1号の受講開始時給付金、同項第2号の受講修了時給付金及び同項第3号の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同項第1号の「40%」を「30%」に、「10万円」を「7万円5千円」に、同項第2号の「50%」を「40%」に、「12万5千円」を「10万円」に、同項第3号の「10%」を「20%」に読み替えて支給するものとする。

附 則
この要綱は、令和6年8月1日から施行する。